



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 オンワード樫山  
代表者名 代表取締役社長 上村 茂  
(コード番号 8016 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員経理担当  
吉沢 正明  
(TEL. 03-3272-2317)

### 内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

- 1 . 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)  
取締役会は、取締役及び使用人に法令・社内規定の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規定」を基本方針として定める。  
取締役会は、コンプライアンス体制の統轄組織としてオンワードグループコンプライアンス委員会を設置し、その責任者として代表取締役を委員長に任命する。また、コンプライアンス所管部門をコンプライアンス部とし、「コンプライアンス規定」をもとに「コンプライアンスマニュアル」を作成し、オンワードグループのコンプライアンス体制の構築・整備を推進する。  
オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の浸透をはかる。
- 2 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)  
取締役会は、適切な情報の保存及び管理を行なうための規定を整備する。  
取締役は、その職務の執行に係る文書及び重要な情報を、各担当職務に従い、適切に保存し管理する。  
情報管理の所管部門をコンプライアンス部とする。

3 . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）

取締役会は、リスク管理体制の構築のために「リスク管理規定」を整備し、当該規定に従った管理体制を整備・運用する。

リスク管理体制の所管部門をコンプライアンス部とする。

コンプライアンス部は、リスク管理体制の整備、問題点の把握、リスク管理体制に係る計画を策定し、取締役会に報告し、天災リスク、情報システムリスク、その他事業の継続に著しく大きな影響を及ぼすリスク等に対して適切な体制を整備する。

取締役会は、必要に応じて外部専門家等との連携をはかり、適切なリスク対応を行なう。

4 . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

取締役会は、取締役・執行役員・使用人の「職務権限規定」を整備し、職務執行の効率化に努める。

取締役会は、職務執行を効率的に行なうため、執行役員を任命するとともに、「りん議規定」等を整備し、適切な監督体制を構築する。

5 . 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）

オンワードグループコンプライアンス委員会は、部門コンプライアンス責任者を任命する。

オンワードグループコンプライアンス委員会は、コンプライアンス部と連動し適切な教育・啓蒙活動を実施し、「コンプライアンスマニュアル」の浸透をはかり、適正に機能するコンプライアンス体制、およびそのチェック体制を整備する。

情報伝達及び報告窓口として「コンプライアンス相談窓口」を設置・運用する。

取締役会は、内部統制部門を設置し、内部統制部門は適正な業務遂行体制の構築計画策定を行い、取締役会に報告する。

6 . 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）

取締役会は、当社及びオンワードグループ各社における業務の適正を確保するため、各社の経営については自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についてのりん議・協議を行なう。

- 7 . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号）

監査役が必要とするときには、補助すべき使用人を監査役会の事務局として設置する。
- 8 . 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号）

監査役を補助すべき使用人の任命・異動・人事権にかかる事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。  
監査役を補助すべき使用人の人事考課は、監査役が行なう。
- 9 . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号）

代表取締役及び担当取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を行なう。  
取締役・執行役員・使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に監査役に報告を行なう。
- 10 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号）

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う。  
監査役会は、監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用する。

以上